

## 丸亀市低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、丸亀市発注建設工事の入札における低入札価格調査制度を実施するにあたり必要な事項を定めるものとする。

(調査対象工事)

第2条 本制度の対象は、総合評価落札方式による建設工事（以下「低入札価格調査制度対象工事」という。）とする。

(調査基準価格の設定)

第3条 競争入札により工事請負契約を締結しようとするときは、予定価格の算出の基礎となる仕様書、設計書等により、低入札価格調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を算出するものとする。

調査基準価格は、別紙1に定めるところにより算出するものとする。

(予定価格調書への記載)

第4条 前条に基づき算出した調査基準価格を予定価格調書の「入札書比較低入札価格調査基準価格（以下「入札書比較調査基準価格」という。）」欄に記載するとともに、さらに調査基準価格に100分の110を乗じて得た金額を「低入札価格調査基準価格」欄に記載するものとする。

(入札参加者等への周知)

第5条 低入札価格調査制度の円滑な運用を図るため、入札参加予定者に対し、次のことを周知するものとする。

- (1) 丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第22条の規定の適用があること。
- (2) 入札書比較調査基準価格を下回った入札が行われた場合の落札者決定の方法及び結果の通知方法
- (3) 入札書比較調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 入札書比較調査基準価格を下回った入札を行った者は事後の低入札価格調査に協力すべきこと。

(落札の保留)

第6条 入札の結果、総合評価落札方式により、最高の評価値をもって入札を行った者（以下「最高評価値入札者」という。）の入札価格が入札書比較調査基準価格を下回った場合には、入札参加者に対し、最高評価値入札者の入札価格が入札書比較調査基準価格を下回ったため低入札価格調査を行う可能性があることを理由に落札者の決定を保留する旨を電子入札システムにより通知するものとする。電子入札システムによらない入札の場合は、書面又は口頭で通知できるものとする。

(数値的判断基準による低入札価格調査の実施)

第7条 調査対象工事には、原則として、別紙1に掲げる数値的判断基準を設定するものとし、入札参加者に対しては、入札案内時に別紙1を添付して周知するものとする。

- 2 前項により設定した数値的判断基準を予定価格調書の「数値的判断基準（失格基準）」の欄に記載しておくものとする。
- 3 前条により落札者決定を保留したときは、最高評価値入札者が入札時に提出した工事費内訳書を確認し、最高評価値入札者の入札価格が、別紙1に掲げる数値的判断基準に満たない場合は、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると判断し、当該入札者を落札者とはしないものとし、数値的判断基準を満たしている場合は、当該入札者を次条に規定する調査票による低入札価格調査対象者（以下「調査対象者」という。）とする。

（調査表による低入札価格調査の実施）

第8条 前条第3項の規定により調査対象者が決定した場合は、調査対象者に対し様式1により通知し、低入札価格調査の実施者は、次の内容のうち必要な項目について、調査対象者から書面の提出を求めて調査を行うとともに、必要に応じて調査対象者から事情聴取を行い、調査及び事情聴取の結果を低入札価格調査票に記載するものとする。

- (1) その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
- (2) 調査対象工事付近における手持工事の状況
- (3) 調査対象工事に関連する手持工事の状況
- (4) 資材購入先及び購入先と入札者との関係
- (5) 使用予定機械
- (6) 過去に施工した公共工事名、発注者及び工事成績
- (7) 下請業者の概要
- (8) 技術者
- (9) 会社従業員
- (10) 経営内容
- (11) 経営状況 保証会社等への照会
- (12) 信用状況 建設業法違反の有無  
賃金不払の状況  
下請代金の支払遅延状況  
その他
- (13) その他必要な事項

（審査の実施）

第9条 調査及び事情聴取後すみやかに契約審査委員会（以下「委員会」という。）に報告を行うものとする。この場合において、委員会は必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

- 2 委員会は、低入札価格調査表に基づき、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるか否かについて、審査を行うものとする。

（落札者の決定等）

第10条 前条に定める委員会での審査の結果に基づき、調査対象者の入札価格により契約内容に適合した履行がされると認めるときは、調査対象者を落札者と決定するものと

する。

- 2 委員会での審査の結果に基づき、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、調査対象者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最高の評価値をもって入札した者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定するものとする。第7条第3項の規定により最高評価値入札者を落札者としない場合も同様とする。ただし、次順位者の入札価格が入札書比較調査基準価格を下回るときは、当該次順位者を調査対象者とし、第7条から第9条まで及び第10条第1項及び第2項の規定を適用する。この場合において、当該次順位者を落札者としない場合にあっても、また同様とする。

（入札参加者への通知）

第11条 前条の規定により落札者が決定した場合は、入札参加者全員に電子入札システムにより落札者決定通知を行うものとする。電子入札システムによらない場合は、以下の方法で通知するものとする。

- (1) 最高評価値入札者が落札者となった場合は、落札者に対しては様式2により、その他の入札者に対しては様式3により通知するものとする。
  - (2) 前条第2項の規定により最高評価値入札者以外の入札者が落札者となった場合は、落札者に対しては落札者となった旨を様式2により、当該規定により落札者とし不在者に対しては落札者とし不在旨を様式4により、落札者以外の入札者に対しては様式3により通知するものとする。
- 2 前条第2項ただし書きの規定により調査対象者が変更となった場合は、当該規定により落札者とし不在者に対しては落札者とし不在旨を様式4により、次順位者に対しては調査対象者となった旨を様式5により、次順位者以外の入札者に対しては様式6により通知するものとする。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から適用する。

別紙 1 (第 3 条、第 7 条関係)

低入札価格調査制度における低入札価格調査基準価格及び数値的判断基準の設定について

この工事は、総合評価方式による建設工事で、最高の評価値をもって入札を行った者（最高評価値入札者）が、低入札価格調査制度の基準価格を下回る金額により入札した場合、以下の基準が適用されます。

1. 低入札価格調査基準価格（入札書比較価格）及び数値的判断基準（失格基準）の設定

最高評価値入札者が、低入札価格調査基準価格（入札書比較価格）を下回る金額により入札した場合、当該入札者に対し、調査に必要な項目について書面の提出を求め、調査を実施します。

また、数値的判断基準（失格基準）を満たさない場合は、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると判断し、落札者になれません。

低入札価格調査基準価格（入札書比較価格）

① まず、基準値（A）を計算します。

$$A = \text{直接工事費の 97\%} + \text{共通仮設費の 90\%} + \text{現場管理費の 90\%} + \text{一般管理費の 55\%}$$

※上記計算に用いる直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は市の設計金額です。  
(それぞれ対応する率を掛けて計算した値に 1 円未満の端数が生じた場合は、切捨てとします。)

② 次に、A を設計金額（消費税相当額を除く）で割り、低入札価格調査基準価格率を計算します。

$$\frac{A}{\text{設計金額（消費税相当額を除く）}} = \text{低入札価格調査基準価格率}$$

(百分率で小数点 3 位以下を切り捨て)

(ただし、上記で計算した低入札価格調査基準価格率が 75%未満となった場合は低入札価格調査基準価格率を 75%に引き上げ、また、92%以上となった場合は、低入札価格調査基準価格率を 92%に引き下げるものとします。)

③ 最後に、予定価格（入札書比較価格）に低入札価格調査基準価格率を掛けると低入札価格調査基準価格になります。

$$\text{低入札価格調査基準価格（入札書比較価格）} = \text{予定価格（入札書比較価格）} \times \text{低入札価格調査基準価格率}$$

(※低入札価格調査基準価格は 1,000 円未満切捨てとします。)

※低入札価格調査基準価格（入札書比較価格）に 100 分の 110 を乗じて得た額を低入札価格調査基準価格とする。

数値的判断基準

① まず、基準値（B）を計算します。

$$B = \text{直接工事費の 90\%} + \text{共通仮設費の 60\%} + \text{現場管理費の 70\%} + \text{一般管理費の 55\%}$$

※上記計算に用いる直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費は市の設計金額です。  
(それぞれ対応する率を掛けて計算した値に 1 円未満の端数が生じた場合は、切捨てとします。)

② 次に、Bを設計金額（消費税相当額を除く）で割り、数値的判断基準（失格基準）率を計算します。

$$\frac{B}{\text{設計金額（消費税相当額を除く）}} = \text{数値的判断基準（失格基準）率}$$

（百分率で小数点3位以下を切り捨て）

（ただし、上記で計算した数値的判断基準（失格基準）率が87%を超える場合は、87%に引き下げるものとします。）

③ 最後に、予定価格（入札書比較価格）に数値的判断基準（失格基準）率を掛けると数値的判断基準（失格基準）になります。

$$\text{数値的判断基準（失格基準）} = \text{予定価格（入札書比較価格）} \times \text{数値的判断基準（失格基準）率}$$

（※数値的判断基準（失格基準）は1,000円未満切捨てとします。）

注) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の各費用が計上されていることが必要です。

## 2. その他の調査項目

最高評価値入札者が、入札書比較低入札価格調査基準価格を下回る金額により入札した場合で、かつ、前項の基準を満たした場合には、以下のうち必要な項目について、書面の提出を求めて調査を行うとともに、必要に応じて当該入札者から事情聴取を行うものとします。調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、落札者とはなりません。

書面については、通知日の翌日から起算して7日以内に提出（郵送の場合は、必着）してください。提出期限日の提出は午後5時までとします。ただし、提出期限日が市の休日の場合、提出期限日以降の最初の平日を提出期限日とします。提出のない場合は、当該入札について、落札者とはなりません。

- ①その価格により入札した理由及び入札価格の内訳書
- ②調査対象工事付近における手持工事の状況
- ③調査対象工事に関連する手持工事の状況
- ④資材購入先及び購入先と入札者との関係
- ⑤使用予定機械
- ⑥過去に施工した公共工事名、発注者及び工事成績
- ⑦下請業者の概要
- ⑧技術者
- ⑨会社従業員
- ⑩経営内容
- ⑪経営状況（保証会社等への照会）
- ⑫信用状況（建設業違反の有無・貸金不払いの状況・下請代金の支払遅延状況など）
- ⑬その他の必要な事項

※・①～⑩は必要な項目

（入札時に提出している書面で確認できるものは省略可とします。）

・⑪～⑬は必要に応じて提出を求める場合があります。

・市の休日：土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日

## 3. 工事費内訳書の作成に当たっての留意事項

入札者が提出した工事費内訳書を適正に判断するため、工事費内訳書は、設計図書で示した積算体系及び項目により作成してください。

工事費内訳書に記載する工事価格（直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額）を算出した後の、千円以上の端数処理及び値引きは認めません。

低入札価格調査対象業者 様

丸亀市 部 課

低入札価格調査制度における調査について（通知）

令和 年 月 日に入札を執行した（ 工事）は、低入札価格調査制度における調査対象工事となりましたので調査を実施します。つきましては、下記により、調査書類を提出してください。

記

- 1 提出資料 別添の低入札価格調査表に掲げる書類
- 2 提出期限 令和 年 月 日（ ）午後5時
- 3 その他
  - ① 調査書類提出後における内容の修正及び再提出は、認めません。
  - ② 調査書類の全部又は一部を期限までに提出しない場合は、当該入札において落札者となれません。
  - ③ 調査書類は返却しません。
  - ④ 提出方法は、持参又は郵送とする。また、メールでの添付も可とする。

様式 2 (第 11 条関係)

第 号  
令和 年 月 日

低入札価格調査対象業者 様

丸亀市 部 課

入札結果通知書

令和 年 月 日に開札を行った結果、丸亀市契約規則第 22 条の規定に該当したため、落札の決定を保留していた（ 工事）について、調査の結果令和 年 月 日付けで貴殿に落札決定したので通知します。

様式3（第11条関係）

第 号

令和 年 月 日

様

丸亀市 部 課

入札結果通知書

令和 年 月 日に開札を行った結果、丸亀市契約規則第22条の規定に該当したため、落札の決定を保留していた件について、調査の結果下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 工事名
- 2 落札者
- 3 落札金額
- 4 落札決定日



様式 4 (第 11 条関係)

第 号

令和 年 月 日

低入札価格調査対象業者 様

丸亀市 部 課

入札結果通知書

令和 年 月 日に開札を行った結果、丸亀市契約規則第 22 条の規定に該当したため、落札の決定を保留していた（ 工事）について、調査の結果契約内容に適合した履行がされな  
いおそれがあると認め、貴殿を落札者に決定しないこととなったので通知します。

様式 5（第 11 条関係）

第 号

令和 年 月 日

低入札価格調査対象業者 様

丸亀市 部 課

入札結果通知書

令和 年 月 日に開札を行った結果、丸亀市契約規則第 22 条の規定に該当したため、落札の決定を保留していた（ 工事）について、調査の結果、（ 最高評価値入札者  
最初の調査対象者 ）を落札者とし  
ないことに決定し、貴殿の入札価格が基準価格を下回り調査することになったので通知します。

なお、調査に必要な事務については別に通知します。

様式 6 (第 11 条関係)

第 号

令和 年 月 日

様

丸亀市 部 課

入札結果通知書

令和 年 月 日に開札を行った結果、丸亀市契約規則第 22 条の規定に該当したため、落札の決定を保留していた ( 工事 ) について、調査の結果、( 最高評価値入札者 ) を落札者としないことに決定し、( 調査対象者 ) の入札価格 ( 最初の調査対象者 ) 円について同条の規定により調査することになったので通知します。